

障発0326第3号
令和6年3月26日

各都道府県知事・指定都市の長 殿

厚生労働省
社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について」
の一部改正について

「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について」（平成30年障発1206第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を別添のとおり一部改正し、令和6年4月1日以後の申請について適用することとしたので、適切な運用に努められるとともに、精神保健指定医等関係者に対しても周知徹底方お取り計らい願いたい。

なお、改正後の同通知の全文を参考までに添付する。

別添

- 精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について（平成 30 年障発 1206 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
 【新旧対照表】

(下線部が変更部分)

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>障発1206第3号 平成30年12月6日</p> <p>一部改正 障発0528第5号 令和元年5月28日</p> <p>一部改正 障発1225第1号 令和2年12月25日</p> <p>一部改正 障発0630第1号 令和3年6月30日</p> <p>一部改正 障発1213第1号 令和3年12月13日</p> <p>一部改正 障発0623第3号 令和4年6月23日</p> <p>一部改正 障発0307第3号 令和5年3月7日</p> <p>一部改正 <u>障発0326第3号</u> <u>令和6年3月26日</u></p> | <p>障発1206第3号 平成30年12月6日</p> <p>一部改正 障発0528第5号 令和元年5月28日</p> <p>一部改正 障発1225第1号 令和2年12月25日</p> <p>一部改正 障発0630第1号 令和3年6月30日</p> <p>一部改正 障発1213第1号 令和3年12月13日</p> <p>一部改正 障発0623第3号 令和4年6月23日</p> <p>一部改正 障発0307第3号 令和5年3月7日</p> |
| <p>各都道府県知事・指定都市の長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部長 (公印省略)</p> <p>精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について (略)</p> <p>別紙 精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領</p> <p>1～5 (略)</p> | <p>各都道府県知事・指定都市の長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部長 (公印省略)</p> <p>精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について (略)</p> <p>別紙 精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領</p> <p>1～5 (略)</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>6 指定医の指定に係るその他の事項について</p> <p>(1) (略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ ケースレポート (別添様式 3-1 により各症例 5 通 (原本のみ 1 通ずつ) を提出すること。文字数は別添様式 3-1 を参照。原則としてワードプロセッサで作成すること。なお、ケースレポートの症例は、疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂版における「精神および行動の障害」の規定に基づき、第1症例は「症状性を含む器質性精神障害」(F0)、第2症例は「精神作用物質使用による精神及び行動の障害」(F1) (依存症に係るものに限る。)、第3症例は「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」(F2)、第4症例は「気分(感情)障害」(F3)、第5症例は「神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害」(F4)、「生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群」(F5)、「成人の人格及び行動の障害」(F6)、「知的障害(精神遅滞)」(F7)、「心理的発達障害」(F8)又は「小児(児童)期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害」(F90-F98)のいずれかとすること。)</p> <p>⑥～⑫ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>7・8 (略)</p> <p>別紙1 (略)</p> <p>別紙2</p> <p style="text-align: right;">平成30年11月22日 医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会 令和3年6月18日(第1回改訂) 令和6年3月26日(第2回改訂)</p> <p style="text-align: center;">ケースレポート及び口頭試問の評価基準</p> <p>精神保健指定医の新規申請に係る当部会の審査に当たっては、以下の基準により、ケースレポートの書面及び口頭試問を総合的に評価する。</p> | <p>6 指定医の指定に係るその他の事項について</p> <p>(1) (略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ ケースレポート (別添様式 3-1 により各症例 5 通 (原本 1 通及び複写 4 通) を提出すること。文字数は別添様式 3-1 を参照。原則としてワードプロセッサで作成すること。なお、ケースレポートの症例は、疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂版における「精神および行動の障害」の規定に基づき、第1症例は「症状性を含む器質性精神障害」(F0)、第2症例は「精神作用物質使用による精神及び行動の障害」(F1) (依存症に係るものに限る。)、第3症例は「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」(F2)、第4症例は「気分(感情)障害」(F3)、第5症例は「神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害」(F4)、「生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群」(F5)、「成人の人格及び行動の障害」(F6)、「知的障害(精神遅滞)」(F7)、「心理的発達障害」(F8)又は「小児(児童)期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害」(F90-F98)のいずれかとすること。)</p> <p>⑥～⑫ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>7・8 (略)</p> <p>別紙1 (略)</p> <p>別紙2</p> <p style="text-align: right;">平成30年11月22日 医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会 令和3年6月18日(第1回改訂)</p> <p style="text-align: center;">ケースレポート及び口頭試問の評価基準</p> <p>精神保健指定医の新規申請に係る当部会の審査に当たっては、以下の基準により、ケースレポートの書面及び口頭試問を総合的に評価する。</p> |

別添

| 改正後 | | 改正前 | |
|------------------------------------|--|------------------------------------|---|
| 1. (略) 2. 症例内容 <共通事項> (略) | | 1. (略) 2. 症例内容 <共通事項> (略) | |
| <入院形態など症例の属性に応じた事項> | | <入院形態など症例の属性に応じた事項> | |
| 措置入院 | ① (略) | 措置入院 | ① (略) |
| | ② 患者が精神保健福祉法第5条第1項に規定する精神障害者であるか(国際疾病分類(ICD)に該当する精神障害を有しているか)。 | | ② 患者が精神保健福祉法第5条に規定する精神障害者であるか(国際疾病分類(ICD)に該当する精神障害を有しているか)。 |
| | ③・④ (略) | | ③・④ (略) |
| | ⑤ 2023年(令和5年)4月1日以後に入院が行われた者の場合、入院措置を採る旨の告知は、患者本人及びその家族等のうち診察の通知を受けた者又は診察の立会いを行った者に対して行われており、かつ、告知内容に当該入院措置を採る旨及びその理由が含まれているか。 | | (新設) |
| | ⑥ 2024年(令和6年)3月31日以前に入院が行われ同年4月1日以後も引き続き入院している者又は同日以後に入院が行われた者の場合、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 退院後生活環境相談員が選任されているか。 ・ 病院において、措置入院者又はその家族等からの求めがあった場合その他必要があると認められる場合には、これらの者に対して、地域援助事業者の紹介が行われているか。 | | (新設) |
| 医療保護入院 | ⑦ (略) | 医療保護入院 | ⑤ (略) |
| | ⑧ 患者が精神保健福祉法第5条第1項に規定する精神障害者であるか(国際疾病分類(ICD)に該当する精神障害を有しているか)。 | | ⑥ 患者が精神保健福祉法第5条に規定する精神障害者であるか(国際疾病分類(ICD)に該当する精神障害を有しているか)。 |
| | ⑨～⑫ (略) | | ⑦～⑩ (略) |
| | ⑬ 2014年(平成26年)4月1日以後に入院が行われた者の場合、入院措置が行われた者に対して、退院後生活環境相談員が選任されているか。 | | (新設) |

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|--|---|-------------------------------------|
| | <p>⑭ 2023年（令和5年）4月1日以後に入院が行われた者の場合、入院措置を採る旨の告知は、患者本人及び同意を行った家族等に対して行われており、かつ、告知内容に当該入院措置を採る旨及びその理由が含まれているか。</p> <p>⑮ 2024年（令和6年）4月1日以後に入院が行われた者の場合、入院時に3ヶ月を超えない範囲で入院期間を定めているか。</p> <p>⑯ 2024年（令和6年）3月31日以前に入院が行われ同年4月1日以後も引き続き入院している者又は同日以後に入院が行われた者の場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院において、医療保護入院者又はその家族等からの求めがあった場合その他必要があると認められる場合には、これらの者に対して、地域援助事業者の紹介が行われているか。 ・ 入院期間の更新については、指定医によって入院継続の必要があると判断され、かつ、医療保護入院者退院支援委員会にて審議が行われた場合に限り、家族等の同意がされているのか等の要件を確認した上で、法定の範囲内で期間を定めて入院期間の更新が行われているか。 | | <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> |
| 18歳未満の症例 （18歳未満とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう） （注） | ⑰・⑱（略） | 18歳未満の症例 （18歳未満とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう） （注） | ⑪・⑫（略） |
| 任意入院に移行した症例 （注） | ⑲・⑳（略） | 任意入院に移行した症例 （注） | ⑬・⑭（略） |

別添

| 改正後 | | 改正前 | |
|--|--|--|--|
| 退院後に外来治療を行った症例 (注) | ⑳ 退院前に退院後の患者に対する保健福祉等の支援や関係機関との連携の必要性を検討し、 <u>評価しているか。</u> | 退院後に外来治療を行った症例 (注) | ⑮ 退院前に退院後の患者に対する保健福祉等の支援や関係機関との連携の必要性を検討し、 <u>評価したか</u> 。 |
| 注 (略) | | 注 (略) | |
| <行動制限に関する事項> (略) | | <行動制限に関する事項> (略) | |
| ※ 上記の各項目については、当該項目に係る一般的な留意事項についても、口頭試問で確認を行う場合がある。 | | ※ 上記の各項目については、当該項目に係る一般的な留意事項についても、口頭試問で確認を行う場合がある。 | |
| 本評価基準は2024年(令和6年)4月1日以後の申請について適用する。 | | 本評価基準は令和3年7月1日以後の申請について適用する。 | |
| 様式1-1～様式2-2 (略) | | 様式1-1～様式2-2 (略) | |
| 様式3-1 申請日(西暦) 年 月 日 | | 様式3-1 申請日(西暦) 年 月 日 | |
| 【表紙】 令和6年4月版 ケースレポート(第 症例) | | 【表紙】 ケースレポート(第 症例) | |
| ①～⑩ (略) | | ①～⑩ (略) | |
| 注 (略) | | 注 (略) | |
| <ケースレポートの証明> (略) | | <ケースレポートの証明> (略) | |
| ※1～※6 (略) | | ※1～※6 (略) | |
| 【関係法規に定める手続への対応】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)による各種入院に関し、表紙の⑥に記載したすべての入院形態について関係法規に定める手続への対応を以下に記載するこ | | 【関係法規に定める手続への対応】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)による各種入院に関し、表紙の⑥に記載したすべての入院形態について関係法規に定める手続への対応を以下に記載するこ | |

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|---|--|---------------------------------------|
| <p>と。(同一の入院形態が表紙の⑥において複数回存在する場合は、様式を1枚追加する等し、それぞれについて分けて記載すること。)なお、括弧書きの個所で自由記載を求めている項目については各々100字程度で簡潔にまとめること。</p> <p>法による各種入院又は入院中の者の行動制限が、その必要性等に関する法令の要件を踏まえて行われたことについては、ケースレポート本文の記載に基づき評価を行うものとする。</p> <p>以下に記載している法の条文番号は、2024年(令和6年)4月1日施行時点の条文番号であるため、ケースレポートにおける入院時点の条文番号と相違する場合は、読み替えるものとする。</p> <p><措置入院></p> | | <p>と。(同一の入院形態が表紙の⑥において複数回存在する場合は、様式を1枚追加する等し、それぞれについて分けて記載すること。)なお、括弧書きの個所で自由記載を求めている項目については各々100字程度で簡潔にまとめること。</p> <p>法による各種入院又は入院中の者の行動制限が、その必要性等に関する法令の要件を踏まえて行われたことについては、ケースレポート本文の記載に基づき評価を行うものとする。</p> <p><措置入院></p> | |
| 関係法規に定める手続 | 対応(該当するものに✓を付ける) | 関係法規に定める手続 | 対応(該当するものに✓を付ける) |
| 1 (略) | (略) | 1 (略) | (略) |
| 2. 指定医の診察の結果、入院を継続しなくてもその精神障害のために自傷他害のおそれがないと認められるに至ったとき、直ちに、 <u>症状消退届を都道府県知事等に提出したか</u> (法第29条の5) | <input type="checkbox"/> 提出した (略) | 2. 指定医の診察の結果、入院を継続しなくてもその精神障害のために自傷他害のおそれがないと認められるに至ったとき、直ちに、 <u>病院の管理者により、症状消退届が都道府県知事等に提出されたか</u> (法第29条の5) | <input type="checkbox"/> 提出された (略) |
| 3. <u>退院後生活環境相談員を選任したか(2024年(令和6年)3月31日以前に入院が行われ同年4月1日以後も引き続き入院している者又は同日以後に入院が行われた者の場合)</u> (法第29条の6) | <input type="checkbox"/> 選任した (日付) (西暦) 年 月 日 | (新設) | (新設) |
| 4. <u>病院において、措置入院者又はその家族等からの求めがあった場合その他必要があると認められる場合には、これらの者に対して、地域援助事業者の紹介を行ったか(2024年(令和6年)3月31日以前に入院が行われ同年4月1日以後も引き続き入院している者又は同日以後に入</u> | <input type="checkbox"/> 行った <input type="checkbox"/> 行っていない (具体的な内容) | (新設) | (新設) |

別添

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|---|--|---|
| <p><u>院が行われた者の場合)</u> <u>(法第29条の7)</u></p> | | | |
| <p><医療保護入院></p> | | <p><医療保護入院></p> | |
| 関係法規に定める手続 | 対応（該当するものに✓を付ける） | 関係法規に定める手続 | 対応（該当するものに✓を付ける） |
| 1～3（略） | （略） | 1～3（略） | （略） |
| <u>4-1.</u> （略） | （略） | <u>4.</u> （略） | （略） |
| <u>4-2.</u> （略） | （略） | <u>4-1.</u> （略） | （略） |
| <u>4-3.</u> （略） | （略） | <u>4-2.</u> （略） | （略） |
| | <p>（同意を得た扶養義務者の続柄及び同意を得た日付） ※ その後の旧法第33条第1項の同意については<u>4-2</u>に記載すること ・続柄</p> <p>・同意を得た日付 （西暦） 年 月 日</p> | | <p>（同意を得た扶養義務者の続柄及び同意を得た日付） ※ その後の旧法第33条第1項の同意については<u>4-1</u>に記載すること ・続柄</p> <p>・同意を得た日付 （西暦） 年 月 日</p> |
| 5. 医療保護入院から10日以内に、 <u>家族等の同意書を添えて都道府県知事等に医療保護入院の入院届を提出したか</u> (法第33条第9項) | <p><input type="checkbox"/> 提出した</p> <p>（略）</p> | 5. 医療保護入院から10日以内に、 <u>病院の管理者により、家族等の同意書を添えて都道府県知事等に医療保護入院の入院届が提出されたか</u> (法第33条第7項) | <p><input type="checkbox"/> 提出された</p> <p>（略）</p> |

| 改正後 | | 改正前 | |
|--|---|--|--|
| <p>6. 医療保護入院時に、医療保護入院者に対して、必要事項※について書面による告知を行ったか (法第33条の3第1項) ※ 2023年(令和5年)4月1日以後に入院が行われた者の場合、同意を行った家族等に対し告知したこと及び入院措置を採る理由を含めて必要事項を本文に記載すること</p> | <p><input type="checkbox"/> 入院時に行った(2023年(令和5年)3月31日以前に入院が行われた者の場合) <input type="checkbox"/> 入院時に患者本人及び同意を行った家族等に対して告知を行った(2023年(令和5年)4月1日以後に入院が行われた者の場合) <input type="checkbox"/> 延期して(4週間以内)告知を行った</p> <p>(略)</p> | <p>6. 医療保護入院時に、医療保護入院者に対して、必要事項※について書面による告知が行われたか (法第33条の3第1項) ※ 2023年(令和5年)4月1日以降に医療保護入院が行われた者の場合、入院措置を採る理由を含めて必要事項を本文に記載すること</p> | <p><input type="checkbox"/> 入院時に行われた</p> <p><input type="checkbox"/> 延期して(4週間以内)告知が行われた</p> <p>(略)</p> |
| <p>7. 6の告知を延期する(4週間以内)と判断した場合、必要事項の診療録への記載を行ったか (法第33条の3、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第31号)第15条の18)</p> | <p><input type="checkbox"/> 記載を行った (診療録に記載を行った内容)</p> | <p>7. 6の告知を延期する(4週間以内)と判断した場合、必要事項の診療録への記載が行われたか (法第33条の3、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第31号)第15条)</p> | <p><input type="checkbox"/> 記載が行われた (診療録に記載が行われた内容)</p> |
| <p>8. 退院後生活環境相談員を選任したか (法第33条の4において準用する法第29条の6) ※ 2014年(平成26年)3月31日以前に医療保護入院が行われた者については、同年4月1日以後に入院を継続していた者に限る。9及び10において同じ。</p> | <p><input type="checkbox"/> 選任した (略)</p> | <p>8. 退院後生活環境相談員が選任されたか (法第33条の4) ※ 2014年(平成26年)3月31日以前に医療保護入院が行われた者については、同年4月1日以降に入院を継続していた者に限る。9及び10において同じ。</p> | <p><input type="checkbox"/> 選任された (略)</p> |
| <p>9. 病院において、医療保護入院者又はその家族等からの求めがあった場合その他必要があると認められる場合には、これらの者に対して、地域援助事業者の紹介を行ったか (法第33条の4において準用する法第29条の7) ※ 2024年(令和6年)3月31日までについては、障害者の日常生活</p> | <p><input type="checkbox"/> 行った <input type="checkbox"/> 行っていない (略)</p> | <p>9. 病院において、医療保護入院者又はその家族等に、地域援助事業者の紹介を行うよう努めたか (法第33条の5)</p> | <p><input type="checkbox"/> 努めた (略)</p> |

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|--|---|---|
| <p>活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）による改正前の法第33条の5の規定において、地域援助事業者の紹介は努力義務とされている。</p> | | | |
| <p>10. 「医療保護入院者退院支援委員会」を開催したか （法第33条第6項第2号、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第15条の11から第15条の13まで） <u>なお、委員会を複数回開催した者については、直近の開催について記載すること</u></p> | <p><input type="checkbox"/> 開催した <input type="checkbox"/> 開催しなかった</p> <p>(開催しなかった場合、その理由)</p> <p>(開催した場合、以下の事項について該当項目に✓又は具体的な内容を記載) 【対象者は以下のいずれに該当するか】 (2024年（令和6年）3月31日以前の場合)</p> <p><input type="checkbox"/> 在院期間が1年未満の医療保護入院者であって、入院時に入院届に添付する入院診療計画書に記載した推定される入院期間を経過するもの</p> <p><input type="checkbox"/> 在院期間が1年未満の医療保護入院者であって、委員会の審議で設定した推定される入院期間を経過するもの</p> <p><input type="checkbox"/> 在院期間が1年以上の医療保護入院者であって、病院の管理者が委員会での審議が必要と認めるもの</p> <p>(2024年（令和6年）4月1日以後の場合)</p> | <p>10. 「医療保護入院者退院支援委員会」が開催されたか （法第33条の6、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第15条の6～第15条の8）</p> | <p><input type="checkbox"/> 開催された <input type="checkbox"/> 開催されなかった</p> <p>(開催されなかった場合、その理由)</p> <p>(開催された場合、以下の事項について該当項目に✓又は具体的な内容を記載) 【対象者は以下のいずれに該当するか】</p> <p><input type="checkbox"/> 在院期間が1年未満の医療保護入院者であって、入院時に入院届に添付する入院診療計画書に記載した推定される入院期間を経過するもの</p> <p><input type="checkbox"/> 在院期間が1年未満の医療保護入院者であって、委員会の審議で設定された推定される入院期間を経過するもの</p> <p><input type="checkbox"/> 在院期間が1年以上の医療保護入院者であって、病院の管理者が委員会での審議が必要と認めるもの</p> |

| 改正後 | | 改正前 | |
|-----|---|-----|--|
| | <p><input type="checkbox"/> <u>入院期間が満了する医療保護入院者であって、入院を継続する必要があるかどうかの審議が必要であるもの</u></p> <p>【開催時期】 (2024年(令和6年)3月31日以前の場合)</p> <p><input type="checkbox"/> 推定される入院期間を経過する時期の前後概ね2週間以内に審議が行われた (日付) (西暦) 年 月 日</p> <p><u>(2024年(令和6年)3月31日以前に入院が行われ同年4月1日以後も引き続き入院している者(以下「施行日時点入院者」という。)であって同年10月以後に引き続き入院が必要と認められた者の場合又は同年4月1日以後に入院し入院期間経過後も引き続き入院が必要と認められた者の場合)</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>入院の期間満了の日(施行日時点入院者を継続入院させる場合は、その手続きの期限)の1ヶ月前から2週間前までに審議を行った</u> (日付) (西暦) 年 月 日</p> <p>【検討内容及び結果】</p> <p>【審議結果の通知】</p> <p><input type="checkbox"/> 審議結果が、患者本人並びに出席した家族等及び地域援助事業者その他の当該精神障害者の退院後の生活環境に関わる者に通知した</p> | | <p>【開催時期】</p> <p><input type="checkbox"/> 推定される入院期間を経過する時期の前後概ね2週間以内に審議が行われた (日付) (西暦) 年 月 日</p> <p>【検討内容及び結果】</p> <p>【審議結果の通知】</p> <p><input type="checkbox"/> 審議結果が、患者本人並びに出席要請を行った家族等及び地域援助事業者その他の当該精神障害者の退院後の生活環境に関わる者に</p> |

| 改正後 | | 改正前 | |
|--|--|---|--|
| 11. 医療保護入院者の退院から10日以内に、医療保護入院の退院届を提出したか (法第33条の2) | <input type="checkbox"/> 提出した (略) | 11. 医療保護入院者の退院から10日以内に、病院の管理者により、医療保護入院の退院届が提出されたか (法第33条の2) | 通知された <input type="checkbox"/> 提出された (略) |
| 12-1. 2024年(令和6年)4月1日以後に入院が行われた者の場合、入院時に3ヶ月を超えない範囲で入院期間を定めたか (法第33条第1項、第2項) | <input type="checkbox"/> 入院時に3ヶ月を超えない範囲で入院期間を定めた (新設) | (新設) | (新設) |
| 12-2. 施行日時点入院者又は2024年(令和6年)4月1日以後に入院が行われた者の場合、入院期間の更新については、指定医によって入院継続の必要があると判断され、かつ、「医療保護入院者退院支援委員会」にて審議が行われた場合に限り、家族等の同意がされているのか等の要件を確認した上で、法定の範囲内で期間を定めて入院期間の更新を行ったか (法第33条第6項、第8項、第33条の3) なお、複数回入院期間の更新が行われた者については、直近の更新について記載すること | <input type="checkbox"/> 要件を確認した上で入院期間の更新を行った (日付) (西暦) 年 月 日 【入院期間の更新について、以下のいずれを実施したか】 <input type="checkbox"/> 「医療保護入院者退院支援委員会」の開催 <input type="checkbox"/> 家族等に通知した上で、同意を確認 <input type="checkbox"/> 家族等の同意を得たとみなした <input type="checkbox"/> 市町村長から同意を得た <input type="checkbox"/> 入院期間更新届の提出 (家族等から同意を得たとみなした場合、その理由及び日付) ・理由 ・同意を得たとみなした日付 (西暦) 年 月 日 | (新設) | (新設) |

別添

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|----------------|---|----------------|------------------|
| | <p>(市町村長から同意を得た場合、その理由及び日付)</p> <p>・理由</p> <p>・同意を得た日付</p> <p>(西暦) 年 月 日</p> | | |
| <緊急措置入院又は応急入院> | | <緊急措置入院又は応急入院> | |
| 関係法規に定める手続 | 対応（該当するものに✓を付ける） | 関係法規に定める手続 | 対応（該当するものに✓を付ける） |
| 1・2（略） | （略） | 1・2（略） | （略） |

| 改正後 | | 改正前 | |
|--|---|--|--|
| 3. 急速を要し、その家族等の同意を得ることができない場合において、応急入院が行われた場合、その者が、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であって当該精神障害のために任意入院が行われる状態にないと、 <u>指定医又は特定医師による診察で判定したか</u> (法第33条の6第1項・第2項) | <input type="checkbox"/> 判定した | 3. 急速を要し、その家族等の同意を得ることができない場合において、応急入院が行われた場合、その者が、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であって当該精神障害のために任意入院が行われる状態にないと <u>指定医又は特定医師による診察で判定されているか</u> (法第33条の7第1項・第2項) | <input type="checkbox"/> 判定された |
| 4. 応急入院の期間は、72時間以内（特定医師の診察に基づく場合は12時間以内）であったか (法第33条の6第1項・第2項) | (略) | 4. 応急入院の期間は、72時間以内（特定医師の診察に基づく場合は12時間以内）であったか (法第33条の7第1項・第2項) | (略) |
| <任意入院> 注 (略) | | <任意入院> 注 (略) | |
| 関係法規に定める手続 | 対応（該当するものに✓を付ける） | 関係法規に定める手続 | 対応（該当するものに✓を付ける） |
| 1. 任意入院時に、任意入院者に対して、必要事項について書面による告知を行ったか (法第21条第1項) | <input type="checkbox"/> 行った (告知の具体的な内容) | 1. 任意入院時に、任意入院者に対して、必要事項について書面による告知が行われたか (法第21条第1項) | <input type="checkbox"/> 行われた (告知の具体的な内容) |
| 2～5 (略) | (略) | 2～5 (略) | (略) |
| <行動制限> 注 (略) | | <行動制限> 注 (略) | |
| 関係法規に定める手続 | 対応（該当するものに✓を付ける） | 関係法規に定める手続 | 対応（該当するものに✓を付ける） |
| 1～4 (略) | (略) | 1～4 (略) | (略) |
| 5. 12時間を超える隔離又は身体的拘束を実施した場合、その判断は指定医により行われたか (法第36条第3項、第130号告示、第129号告示（※）) | (略) | 5. 12時間を超える隔離又は身体的拘束を実施した場合、その判断は指定医により行われたか (法第36条第3項、第130号告示、第129号告示（※）) | (略) |

別添

| 改正後 | | 改正前 | |
|--|-----|---|-----|
| ※ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第36条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限（昭和63年厚生省告示第129号） | | ※ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第36条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限（昭和63年厚生省告示第129号） | |
| 6～9（略） | （略） | 6～9（略） | （略） |
| <p>【本文】 入院時診断名（略） 最終診断名（略）</p> <p>注（略）</p> <p style="text-align: right;">文字数： 字（※）</p> <p>※ 【現病歴】中＜入院時の状況＞及び＜入院後経過＞並びに【考察】における文字数を記載し、<u>1200～2500</u>字の範囲内とすること。なお、本文において関係条文の引用は要しない。</p> <p>【初診時主訴】 【家族歴】 【生育・生活歴】 【既往歴】 （【病前性格】必要に応じて記載） 【現病歴】 ＜入院前経過＞</p> <p>＜入院時の状況＞ 注（略） （措置入院） ① 患者が法第5条第1項に規定する精神障害者であるか（国際疾病分類（ICD）に該当する精神疾患を有しているか） ②（略） ③ 2024年（令和6年）3月31日以前に入院が行われ同年4月1日以後も引き続き入院している者又は同日以後に入院が行われた者の場合 入院措置が行われた者に対して、退院後生活環境相談員を</p> | | <p>【本文】 入院時診断名（略） 最終診断名（略）</p> <p>注（略）</p> <p style="text-align: right;">文字数： 文字（※）</p> <p>※ 【現病歴】中＜入院時の状況＞及び＜入院後経過＞並びに【考察】における文字数を記載し、<u>1200～2000</u>字の範囲内とすること。なお、本文において関係条文の引用は要しない。</p> <p>【初診時主訴】 【家族歴】 【生育・生活歴】 【既往歴】 （【病前性格】必要に応じて記載） 【現病歴】 ＜入院前経過＞</p> <p>＜入院時の状況＞ 注（略） （措置入院） ① 患者が法第5条に規定する精神障害者であるか（国際疾病分類（ICD）に該当する精神疾患を有しているか） ②（略） （新設）</p> | |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p><u>選任したか。</u></p> <p>(医療保護入院)</p> <p>① 患者が法第5条第1項に規定する精神障害者であるか</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 2023年(令和5年)4月1日以後に入院が行われた者の場合 <u>入院措置を採る旨の告知は、患者本人及び同意を行った家族等に対して行われており、かつ、告知内容に当該入院措置を採る旨及びその理由が含まれていたか。</u></p> <p>⑥ <u>入院措置が行われた者に対して、退院後生活環境相談員を選任したか。</u></p> <p>⑦ <u>2024年(令和6年)4月1日以後に入院が行われた者の場合</u> <u>入院時に3ヶ月を超えない範囲で入院期間を定めたか。</u></p> <p><入院後経過> 注：以下の内容を中心に記載すること (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行動制限を行った場合には、行動制限の種類、開始・解除の日時及び開始・解除の判断理由(患者の症状を踏まえて記載すること、なお、電話・面会の制限については日時の記載は求めない。)(※) ※ 特に以下の点を説明すること (共通事項) (略) (電話・面会の制限) (略) (隔離) (略) (身体的拘束) (略) (任意入院者の開放処遇の制限) (略) <u>入院形態に応じて、特に以下の点を説明すること。</u> <u>(措置入院)</u> <u>2024年(令和6年)3月31日以前に入院が行われ同年4月1日以後も引き続き入院している者又は同日以後に入院が行われた者の場合、病院において、措置入院者又はその家族等</u> | <p>(医療保護入院)</p> <p>① 患者が法第5条に規定する精神障害者であるか</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 2023年(令和5年)4月1日以降に医療保護入院が行われた者の場合 <u>入院措置が行われた者への告知は、患者本人及び同意を行った家族等に対して行われたか。さらに、告知内容に当該入院措置を採る旨及びその理由が含まれていたか。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><入院後経過> 注：以下の内容を中心に記載すること (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行動制限を行った場合には、行動制限の種類、開始・解除の日時及び開始・解除の判断理由(患者の症状を踏まえて記載すること、なお、電話・面会の制限については日時の記載は求めない。)(※) ※ 特に以下の点を説明すること (共通事項) (略) (電話・面会の制限) (略) (隔離) (略) (身体的拘束) (略) (任意入院者の開放処遇の制限) (略) <p>(新設)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>からの求めがあった場合その他必要があると認められる場合には、これらの者に対して、地域援助事業者の紹介を行ったか。</p> <p><u>(医療保護入院)</u></p> <p>① 施行日時点入院者又は2024年（令和6年）4月1日以後に入院が行われた者の場合、病院において、医療保護入院者又はその家族等からの求めがあった場合その他必要があると認められる場合には、これらの者に対して、地域援助事業者の紹介を行ったか。</p> <p>② 施行日時点入院者又は2024年（令和6年）4月1日以後に入院が行われた者の場合、入院期間の更新については、指定医によって入院継続の必要があると判断され、かつ、医療保護入院者退院支援委員会にて審議が行われた場合に限り、家族等の同意がされているのか等の要件を確認した上で、法定の範囲内で期間を定めて入院期間の更新を行ったか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 任意入院に移行した症例について退院制限が行われた場合には、その理由、期間及びその後採った措置（法の退院制限の要件（※）を踏まえて記載すること） <ul style="list-style-type: none"> ※ 指定医（特定医師）による診察の結果、医療及び保護のため入院を継続する必要があると認めるときに72時間（特定医師の場合は12時間）に限り実施可能 18歳未満の症例として提出する場合は、「ケースレポート及び口頭試問の評価基準」の2. 症例内容＜入院形態など症例の属性に応じた事項＞⑰及び⑱にあるとおり、患者の年齢、発達段階及び児童思春期の心理的特性に配慮した事項や、患者の発育発達歴、養育環境、就労・就学状況等を把握し、保健福祉等の支援の必要性を検討し、必要に応じて関係機関との連携を図った事項について具体的に記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> (例) 患者の年齢や学年に着目し、特に配慮して行った治療内容 (例) 担任教諭やスクールカウンセラー等の学校関係者や障害福祉サービス事業者と調整を行った支援内容 等 退院後に外来治療を行った症例として提出する場合は、「ケースレポート及び口頭試問の評価基準」の2. 症例内容＜入院形態など症例の属性に応じた事項＞⑳にあるとおり、退院前に退院後の保健福祉等の支援や関係機関との連携に関する検討・評価を伴う対応として行った事項について具体的に記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> (例) 保健所職員、相談支援専門員、ケアマネジャーなどの病院外の支援関係者を交えて実施したケア会議の内容 | <p>からの求めがあった場合その他必要があると認められる場合には、これらの者に対して、地域援助事業者の紹介を行ったか。</p> <p><u>(医療保護入院)</u></p> <p>① 施行日時点入院者又は2024年（令和6年）4月1日以後に入院が行われた者の場合、病院において、医療保護入院者又はその家族等からの求めがあった場合その他必要があると認められる場合には、これらの者に対して、地域援助事業者の紹介を行ったか。</p> <p>② 施行日時点入院者又は2024年（令和6年）4月1日以後に入院が行われた者の場合、入院期間の更新については、指定医によって入院継続の必要があると判断され、かつ、医療保護入院者退院支援委員会にて審議が行われた場合に限り、家族等の同意がされているのか等の要件を確認した上で、法定の範囲内で期間を定めて入院期間の更新を行ったか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 任意入院に移行した症例について退院制限が行われた場合には、その理由、期間及びその後採った措置（法の退院制限の要件（※）を踏まえて記載すること） <ul style="list-style-type: none"> ※ 指定医（特定医師）による診察の結果、医療及び保護のため入院を継続する必要があると認めるときに72時間（特定医師の場合は12時間）に限り実施可能 18歳未満の症例として提出する場合は、「ケースレポート及び口頭試問の評価基準」の2. 症例内容＜入院形態など症例の属性に応じた事項＞⑪及び⑫にあるとおり、患者の年齢、発達段階及び児童思春期の心理的特性に配慮した事項や、患者の発育発達歴、養育環境、就労・就学状況等を把握し、保健福祉等の支援の必要性を検討し、必要に応じて関係機関との連携を図った事項について具体的に記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> (例) 患者の年齢や学年に着目し、特に配慮して行った治療内容 (例) 担任教諭やスクールカウンセラー等の学校関係者や障害福祉サービス事業者と調整を行った支援内容 等 退院後に外来治療を行った症例として提出する場合は、「ケースレポート及び口頭試問の評価基準」の2. 症例内容＜入院形態など症例の属性に応じた事項＞⑬にあるとおり、退院前に退院後の保健福祉等の支援や関係機関との連携に関する検討・評価を伴う対応として行った事項について具体的に記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> (例) 保健所職員、相談支援専門員、ケアマネジャーなどの病院外の支援関係者を交えて実施したケア会議の内容 |

別添

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(例) 退院後に速やかに利用を開始できるよう、予め導入の調整を行った障害福祉サービスの内容 等</p> <p>(【考察】必要に応じて記載) 注 (略)</p> <p>様式3-2・様式4 (略)</p> <p>以上</p> | <p>(例) 退院後に速やかに利用を開始できるよう、予め導入の調整を行った障害福祉サービスの内容 等</p> <p>(【考察】必要に応じて記載) 注 (略)</p> <p>様式3-2・様式4 (略)</p> <p>以上</p> |